

総務文教常任委員会

平成25年3月28日（木）午前 時 分～
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 委員長報告の確認

4 その他

（1）専決予定事項の説明

- ・市税条例の一部改正

（2）議会だよりの内容について

（3）次回の日程及び内容について

- ・4月15日（月） 午前10時～
小中学校の適正化について
学校給食について（放射能測定検査）

総務文教常任委員長報告

(H25. 3. 28)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第8号議案の平成25年度曾我部山林事業特別会計予算は、山林管理に要する経費であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第12号議案から第41号議案の平成25年度亀岡財産区ほか29財産区特別会計予算について、その内容は、造林、育林等山林の管理経費、並びに関係地域の自治振興のための助成経費等が主なものであります。30財産区いずれも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第42号議案の亀岡市暴力団排除条例の一部改正は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の改正であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第43号議案の亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係条

例の整備に関する条例制定は、暴力団排除条例が4月1日から施行されることに伴い、各種許認可を定める条例等関係する13条例について暴力団排除措置に関する規定を設けるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第44号議案の職員の退職手当に関する条例等の一部改正は、国家公務員退職手当法等の一部改正に伴い、退職給付の官民均衡を図るため、退職手当の基本額に係る調整率を国に準じて、段階的に引き下げるものであります。採決に先立ち、本改正は強行可決された国家公務員退職手当法を地方に押し付けるものであり、引き下げ額は大きく、退職後の生活設計並びに地方経済に与える影響が大きいとする反対討論、これまでも給与改正は上げるときも下げるときも国に準じて実施しており、退職手当も同様であるとする賛成討論がありました。採決の結果は、賛成多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第45号議案の亀岡市立文化センター条例の一部改正は、天川文化センターを建て替え移転することに伴い、名称を「亀岡市立人権福祉センター」に改め、合わせて位置を改めようとするものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決

すべきものと決定しました。

次に、第４６号議案、亀岡市若木の家条例の制定は、現行の亀岡中学校若木の家を学校教育施設から社会教育施設へ変更することに伴い、新たに使用料を設定し、受益者負担の適正化を図ろうとするものであります。使用料を徴収する宿泊施設とする場合、消防法及び旅館業法への適合はされているのか、また、使用目的の変更により継続して使用していこうとする根拠について、等々の質疑がなされたところでありましたが、本条例制定に関連する予算が一般会計当初予算に計上されていることから予算特別委員会の審査終了後に採決することといたしました。

予算特別委員会での審査終了後、改めて審査しましたが、指摘した法的適合性が確認されたのちに採決すべきと判断し、本議案については継続して審査すべきものと決定いたしました。

次に、第４７号議案、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定は、関係する４条例について、所要の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第５７号議案、亀岡市上下水道事業の組織等に関する条例

の一部改正については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における水道法の一部改正及び飲用井戸等衛生対策要領の一部改正に伴い、上下水道部が分掌する事務について規定整備を図るものであります。別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、去る平成24年12月定例会において、本常任委員会に付託され、継続審査としておりました請願について、審査経過と結果を報告いたします。

受理番号8番、亀岡市放課後児童会の環境改善についての請願であります。1月に2日間にわたり、特に開設スペースに課題のある放課後児童会を視察し、現状把握に努めたところであります。

採決に先立ち、スペース面で一定の改善措置は予定されているようではありますが、学校外の開設場所への移動における一層の安全確保を望む意見等が出され、採決の結果は、全員をもって採択すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

亀岡市税条例の一部改正（案）について

（平成25年度）

専決する主な内容

納税環境整備

事業者等の負担を軽減する観点等から国税の延滞税等が見直されたことに伴い、地方税法の見直しがあったため、延滞金の割合等の特例について、次のとおり見直すこと。（附則第3条の2関係）

区 分	現行延滞金（円）	改正後延滞金（円）
納期から 1箇月以内	4.3％ （特例基準割合適用）	特例基準割合＋1％
納期から 1箇月経過	14.6％	特例基準割合＋7.3％

特例基準割合：銀行の新規短期貸付約定平均金利を元に財務大臣の告示した割合に年1％の割合を加算した割合で直近値は2％

【平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用】

市民税住宅税制

消費税引上げに伴う住宅取得等に係る駆け込み需要や反動などの影響を緩和するため、所得税の住宅ローン減税措置が延長・拡充されたことに合わせ、地方税法の見直しがあったため、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、次のとおり適用期間を延長するとともに、控除限度額を拡充すること。

（附則第7条の3の2関係）

居 住 年		控 除 限 度 額
現 行	～平成25年12月	所得税の課税総所得金額等の5％ （上限9.75万円）
改 正 後	平成26年1月～ 平成26年3月	所得税の課税総所得金額等の5％ （上限9.75万円）
	平成26年4月～ 平成29年12月	所得税の課税総所得金額等の7％ （上限13.65万円） ※当該住宅借入金等に係る消費税率が8％又は10％でない場合は、平成26年3月までと同じ。

この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てん。

【平成27年1月1日以後の個人住民税について適用】

固定資産税等特例措置

地方税法上の規定整備（延長等）に伴って、本市市税条例附則及び関連する都市計画税条例附則における援用条項に係る規定整備を図ること。

（法援用規定の整理等）

主な法の固定資産税等特例規定の延長等

- ・日本郵便株式会社が所有する日本郵政公社から承継した固定資産に係る特例率の引下げと３年延長
- ・バリアフリー改修の期間の３年延長
- ・省エネ改修の期間の３年延長
- ・耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の軽減措置の拡充（要安全確認沿道建築物に係るものは減額対象年度を２年度に拡充）

【延長等特例措置は平成 25 年 4 月 1 日以後も引き続き適用】

その他所要の規定整備

- ・その他地方税法の援用措置等の規定整備を図ること。（法援用規定の整理等）
- ・国税の例にならい、市税に係る申請に対する処分及び不利益処分についての理由附記の明確化を行うこと。

【平成 25 年 4 月 1 日施行】

一般会計補正予算

国庫補助金を活用して教育環境整備が大きく前進

◎亀岡小学校管理教室等耐震補強大

規模改修工事に1億7,070万円増

◎川東小学校・高田中学校改築工事に

10億980万円増

◎(仮称)亀岡幼稚園建設工事に

2億5,400万円増

国の緊急経済対策による補正予算の補助採択を受け、25年度に予定していたものを前倒して予算計上。事業は新年度に繰り越して実施。川東小・高田中は施設一体型の小中一貫校として建設され、(仮称)亀岡幼稚園は現在の2公立幼稚園が統合され、新幼稚園として建設されます。

【委員会からの要望】

事業発注にあたっては業者の技術・実績を勘案し、安全、確実な工事が達成されるよう、合わせて地域経済の活性化にも留意されたい。

請願審査(12月議会継続分)

放課後児童会の環境改善についての請願を採択

委員会では、去る1月23日、28日の2日間にわたり、開設スペースに課題のある4校を現地視察し、狭スペースでも元氣よく学習に励む子どもたちの姿を見て、心強く感じるとともに一層の環境改善の必要性を実感。

来年度には一部スペース面での改善措置が予定されていますが、移動時の安全確保等更なる充実を望み採択しました。

「亀岡市若木の家条例」

制定」は継続審査に

条例は木の宿泊施設である「亀岡中学校若木の家」を学校教育施設から社会教育施設へ変更。新たに使用料を設定し、受益者負担の適正化を図るもの。委員会では次のような質疑がなされ、結果は継続審査へ。

問 当初目的の利用がないならば廃止も考えられるが、目的を変更してまでも継続する根拠は。

また、消防法、旅館業法の適合は。

答 今後も十分に使用できる状態であり、自然環境に恵まれた施設であるので今後も継続して市民ニーズに応えたい。現状、社会教育団体が大半だが5千人余りの利用がある。

結果 指摘した法的適合性の確認がされたのちに採決すべきと判断し、継続して審査することに決定しました。